

香芝市上下水道事業告示第3号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき下記のとおり公示します。

なお、関係図書は令和5年3月16日から3月30日まで、香芝市上下水道部下水道課に備え置いて公衆の縦覧に供します。

令和5年3月16日

香芝市上下水道事業の管理者の権限を行う市長  
香芝市長 福岡憲宏

1 公共下水道の供用開始及び下水の処理を開始する年月日

令和5年3月31日

2 公共下水道の供用開始及び下水の処理を開始する区域

狐井地区、穴虫地区、上中地区の一部

3 供用開始する排水施設の位置

(1) 狐井地区

枝線

管路番号	起点	終点
2167	狐井155番地3	狐井154番地6
2157	狐井572番地	狐井64番地4

(2) 穴虫地区

枝線

管路番号	起点	終点
4703	穴虫25番地1	穴虫32番地5

(3) 上中地区

枝線

管路番号	起点	終点
5014	上中235番地4	上中226番地10
5015	上中295番地	上中226番地1
5026-1	上中350番地	上中350番地
5026-3	上中346番地1	上中352番地

4 供用開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

奈良県北葛城郡広陵町大字萱野533番地

奈良県第二浄化センター